府令

○内閣府令第二十七号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第四十一条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年五月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第八十九条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　船員の適正な労働環境及び療養補償の確保に係る検査の執行に関すること。

第九十二条第一項を次のように改める。

外国船舶監督官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　船舶の航行の安全の確保及び海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に係る検査の執行に関すること（次号に掲げる事務を除く。）。

二　船舶の航行の安全の確保に係る外国船舶の監督のうち船舶の乗組員に関するものに係る検査の執行、船舶の乗組員の適正な労働環境及び療養補償の確保に係る外国船舶の監督に係る検査の執行並びに外国船舶に係るタンカー油濁損害賠償保障契約及び一般船舶油濁損害賠償等保障契約に関する検査（外国船舶のうち特に重要なものに係るものを除く。）の執行に関すること。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

省令

○文部科学省令第十六号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第四項及び第六項の規定に基づき、海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月一日

文部科学大臣臨時代理
国務大臣　三好　雅子

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律施行規則（平成二十三年文部科学省令第三十三号）を次のように改正する。

第二条中「公示するものとする」を「公示しなければならない」に改め、同条第一号中「並びに所有者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名」を削る。

第三条中「次に掲げる事項を公示するものとする」を「その旨を公示しなければならない」に改め、同条各号を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。